平成２３年（フ）第１６号
三重県松阪市中央町565―１　レオパレス未来204、住民票上の住所愛知県豊川市八幡町鐘鋳場140番地　グレイス小畠Ａ棟202号
債務者　粟田　直樹
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１２０９号
大阪府河内長野市上原町698番地の１、前住所大阪府河内長野市栄町24番47―６号
債務者　東野　　徹
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５４号
大阪府柏原市片山町２番29号
債務者　小林　茂樹
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３２号
堺市西区浜寺公園町３丁247番地７
債務者　和田　久江
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３３号
堺市西区浜寺公園町３丁247番地７
債務者　和田　敏生
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７２号
大阪府松原市一津屋３丁目５番６号、前住所大阪府松原市一津屋３丁目３番29号
債務者　磯江　好範
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１１号
大阪府羽曳野市蔵之内244番地
債務者　長谷川法久
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２０号
大阪府羽曳野市古市６丁目21番22号
債務者　西川　美穂
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４４号
大阪府松原市天美西１丁目18番１―303号
債務者　髙間　大輔
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２９号
堺市西区鳳北町８丁３番地
債務者　盛山　恵子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５０号
大阪府松原市西野々１丁目18番８号
債務者　中平美枝子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
新潟市中央区鳥屋野２丁目７番23号　クレセント・ミサト101号、前住所新潟県阿賀野市金田町９番75号
債務者　羽田　吉博
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
兵庫県西脇市西脇1131番地の１
債務者　小林　知子
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋301番地11　日藤ハイツ201号、申立時の住所兵庫県多可郡多可町中区安楽田147番地20
債務者　藤原めぐみ（旧姓奥田）
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４１１号
茨城県つくば市小田2255番地
債務者　小林　廣子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
茨城県つくば市西栗山119番地２　ブバルディアＣ棟202号
債務者　中島　清美（旧姓苅谷）
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
茨城県土浦市中高津２丁目４番８―207号　リバーシティロイヤルハイツＡ棟
債務者　松尾　良明
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係